

議案第 33 号

大口町都市計画税条例の一部改正について

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 31 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例

大口町都市計画税条例（昭和38年大口町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、附則第4項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別附則第14項中「第13項、第14項、第24項、第32項、第33項」を「第12項、第13項、第23項、第31項、第32項」に改め、附則第15項を削り、附則第16項を附則第15項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の大口町都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

大口町都市計画税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (法附則第15条第31項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)</u>のいずれに該当</p>	<p>附 則 (法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p>

新	旧
<p><u>するかの別</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>1 1～1 3 略</p> <p>1 4 <u>法附則第1 5条第1項、第1 2項、第1 3項、第2 3項、第3 1項、第3 2項、第1 5条の2第2項、第1 5条の3又は第6 3条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3 3項」とあるのは「若しくは第3 3項又は附則第1 5条から第1 5条の3まで若しくは第6 3条」とする。</u></p> <p>(税率の特例)</p> <p>1 5 略</p>	<p>(4)～(6) 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>1 1～1 3 略</p> <p>1 4 <u>法附則第1 5条第1項、第1 3項、第1 4項、第2 4項、第3 2項、第3 3項、第1 5条の2第2項、第1 5条の3又は第6 3条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3 3項」とあるのは「若しくは第3 3項又は附則第1 5条から第1 5条の3まで若しくは第6 3条」とする。</u></p> <p><u>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</u></p> <p>1 5 <u>地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律（平成2 4年法律第1 7号）附則第1 0条第1項の規定に基づき、平成2 4年度から平成2 6年度までの各年度分の都市計画税については、新法附則第2 5条の3（新法附則第2 7条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。</u></p> <p>(税率の特例)</p> <p>1 6 略</p>